

日中サービス支援型共同生活援助 (グループホーム) 評価の手引き

初版

令和7年4月1日

安城市

安城市自立支援協議会

1 手引きの位置づけ

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）第213条の10第6項において、自立支援協議会等に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び地域連携推進会議の報告、要望、助言等の内容等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないと規定されています。

この規定に基づき、安城市においては、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）が評価を行います。

この手引きは、基準を元に、協議会において日中サービス支援型共同生活援助の評価を適切に行えるよう、評価項目、評価指標等を明確にするものです。

2 日中サービス支援型共同生活援助制度導入の背景

共同生活援助が平成元年度に制度化された当初は、主に障害程度が中軽度の障害者の利用が想定されていましたが、入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、重度障害者の受入体制の整備が課題となってきました。このような課題を解決するための一つとして、平成30年度に、重度障害者への対応ができるよう、日中・夜間も含めた常時の人員体制を確保する類型として、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました（参考：令和4年3月11日社会保障審議会障害者部会資料）。

このような背景から、基準で規定されている日中サービス支援型共同生活援助の基本方針では、介護サービス包括型共同生活援助の基本方針の違いとして、「常時の支援体制を確保すること」及び「家庭的な環境及び地域住民との交流の下で」という表現が盛り込まれています。

<基準第213条の3 基本方針>

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（下線部は基準第207条（共同生活援助の基本方針）との主な記述の違う箇所）

3 評価の目的

日中サービス支援型共同生活援助が入所施設からの地域移行の推進や障害者の重度化・高齢化に対応するため、常時介護を必要とする人への支援ができる体制が整うこと、

また、24時間生活ができる施設であることから、家庭的な環境及び地域住民との交流の下、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることに資することを目的とします。

なお、人員及び設備に関することは、愛知県による指定申請時及び運営開始後の運営指導時に問題があれば指摘がなされるものであるもので、本評価では、主に運営についてを対象とします。

4 評価方法

- (1) 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）は、安城市自立支援協議会（以下「協議会」という。）に評価依頼書を提出する。
- (2) 事業者は、協議会共生のまち部会運営会議（以下「運営会議」という。）のヒアリングを受ける。
- (3) 運営会議は、評価案を作成する。評価に当たっては、事業者が開催した地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録も参考にする。
- (4) 運営会議は、必要に応じて、施設見学を行い、評価の参考とする。
- (5) 協議会において、前項の評価案に基づき、評価、要望、助言等を行う。
- (6) 事業者は、協議会から改善を求められた場合は、後日、改善策を協議会に報告する。

5 評価項目及び指標

項番	評価項目	評価指標（※）
1	介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならないが、そのための従業員の確保及び資質の維持向上ができているか。	・有資格者の確保 ・研修の実施内容
2	強度行動障害のある人、医療的ケアが必要な人等重度障害者の受入態勢が整っているか。	・強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等の修了者数 ・強度行動障害者や医療的ケアが必要な人の受入実績 （1の評価指標も加味する）
3	調理、洗濯その他の家事等は、利用者と従業員が共同で行っているか。	・共同作業の具体例
4	利用者について、特定相談支援事業者又は他の障害福祉サービス事業者等との連絡調整を適切に行っているか。	・連絡調整の具体例

項番	評価項目	評価指標(※)
5	利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行っているか。	・行政手続等の支援の方針 ・金銭管理の方針
6	常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保しているか。	・利用者の家族との連携の具体例 ・利用者とその家族との交流の機会確保の具体例
7	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を行っているか。	・地域のイベントへの参加実績 ・事業所主催イベントでの地域交流の実績 ・ボランティアの受入実績
8	短期入所については緊急受入の態勢が整っているか。	・地域生活拠点等として市の認定を受けているか。 ・緊急受入の実績
9	協議会の関係グループに積極的に参加しているか。	・くらしグループへの参加実績 ・きよてんグループへの参加実績
10	地域連携推進会議を、おおむね1年に1回以上開催し、当該会議での報告、要望、助言等の記録を公表しているか。	・地域連携推進会議の記録

※ 各項に記載の評価指標はすべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

6 留意事項

- (1) 評価は、開所前に1回行う。事業開始後は、おおむね1年に1回程度行う。
- (2) 協議会における評価、要望、助言等は非公開とする。

7 様式

様式1 日中サービス支援型共同生活援助事業所に係る評価等依頼書

様式2 日中サービス支援型共同生活援助事業所 評価シート